

川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに対する質問への回答

番号	受付日	質問・回答	
1	2025/9/3	該当箇所	公募型プロポーザル実施要領 - 8 企画提案書等の提出 - (4) 必要書類の体裁
		質問	再委託先（協力事務所）を記載する場合は「オ」と同様と考え、事業者名が特定できるような内容（事業者の名称、ロゴ、標語等）の記述や表示を避けて記載するものと考えて宜しいでしょうか。
		回答	お見込みのとおり、再委託先（協力事務所）を特定できないようにしてください。
2	2025/9/3	該当箇所	公募型プロポーザル実施要領 - 3 参加資格
		質問	今回の基本構想等策定支援業務に従事することで、次段階の基本計画、設計・監理業務への参画は制限されないものと考えて宜しいでしょうか。 また、再委託先（協力事務所）として従事した場合も、次段階の基本計画、設計・監理業務への参画は制限されないものと考えて宜しいでしょうか。
		回答	本基本構想等策定支援業務に従事した場合、その後に想定される基本計画策定支務業務や設計・監理業務等への参画を制限するものではありません。また、再委託先として従事した場合も同様です。
3	2025/9/3	該当箇所	仕様書 - 5 業務内容 - (4) 合意形成支援業務
		質問	ア市民の意見を聴取する手法等の検討及び分析（1回）について、市民アンケートを実施する場合、貴市の保有するアンケートシステム（川越市電子申請・届出サービス等）を利用することは可能でしょうか。
		回答	本市アンケートシステムの利用は可能です。なお、令和7年度中にアンケートシステムを更新し、株式会社トラストバンクのL o G o フォームに変更する予定です。
4	2025/9/3	該当箇所	仕様書 - 5 業務内容 - (4) 合意形成支援業務
		質問	ア市民の意見を聴取する手法等の検討及び分析と、エ意見公募手続きの支援では、意見聴取の手法として異なる方法をお考えでしょうか。
		回答	ア市民の意見を聴取する手法等については、基本構想（案）の策定に向け、意見公募手続きを行う前に、一定の合意形成が必要と考えられる内容に関して適切な段階・時期において適切な手法を用いて意見聴取を行うことを想定しています。 意見公募手続きについては、とりまとめた基本構想（案）に関して、川越市意見公募手続条例（平成19年3月20日条例第1号）に基づき、市民等に対して意見聴取（書面の持参・送付、F A X、電子申請等）を行うことを予定しています。
5	2025/9/3	該当箇所	仕様書 - 5 業務内容 - (5) V R（バーチャルリアリティ）コンテンツ作成支援等業務
		質問	サ国・県で進める3D都市モデルデータの整備状況を踏まえ、当該コンテンツ作成のスケジュールは、適宜、貴市と相談・調整が可能との理解でよろしいでしょうか。
		回答	V R（バーチャルリアリティ）コンテンツ作成スケジュールについては、本市と相談・調整は可能ですが、庁舎規模や庁舎整備候補地に関して、検討・整理の作業、庁内会議体及び川越市庁舎整備審議会での議論、市民や関係者等との合意形成などを行う中で、当該コンテンツが要る場合には、国・県の3D都市モデルデータ整備スケジュールに関わらず、作成されている必要があると考えております。
6	2025/9/3	該当箇所	仕様書 - 6 業務スケジュール
		質問	現時点で工程上定まっている事項があればご教示ください。 また、ご提示の想定スケジュールに限らず、発注者の合意を前提とし、スケジュール自体も提案可能であるか、あわせてご教示ください。
		回答	スケジュール自体の提案も可能です。なお、現時点で明確に定まっている工程はありませんが、令和7年度中に川越市庁舎整備審議会を数回開催し、諮問と現庁舎の現状や課題に関する説明及び審議を主に予定しています。令和8年度以降の同審議会では、庁舎整備の必要性に係る議論を経て、基本構想（案）に係る各種議論に移行するものと想定しております。また、同審議会での議論に先行した形で、庁内会議体での議論も行う予定です。
7	2025/9/3	該当箇所	各種様式
		質問	各種様式への押印は省略可能との認識でよろしいでしょうか。
		回答	お見込みのとおり、省略可能です。